

<特別養護老人ホーム入所意見書記載における留意事項>

1. 「認知症の行動・心理症状等」

昼夜逆転、暴言暴行、大声を出す、介護に抵抗、常時の徘徊、火の不始末、不潔行為、異食行動〔摂食異常〕及び自傷行為が1項目以上ある場合で、それらの症状がほぼ毎日ある場合は「非常に多い」、週に1～2回以上ある場合は「時々ある」、月に1～2回程度ある場合は「少しある」「稀にある」とする。前記以外の症状または特記すべき精神症状等については、「介護支援専門員等の入所への意見」欄に記載すること。

2. 「介護の現況」

「①居宅サービス利用限度額割合」

居宅サービス利用限度額割合は、各要介護度の支給限度基準額に基づき、直前の平均的な利用度（概ね3ヶ月）を算出すること。なお、申込時点において、病院、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護及びその他施設（以下「病院等」という。）に入院（入所）中の者については、「60%以上」とする。

「②居宅での介護期間」

居宅での介護期間は、要介護状態、又はそれと同程度の状態となり現に居宅において介護をした通算の期間（一人暮らし世帯にあっては、要介護状態、又はそれと同程度の状態となってからの期間）とする。この期間において、病院等に入院（入所）している期間は除くこと。

「③介護施設等の入所期間」

介護施設（介護老人保健施設、グループホーム、介護療養型病床、有料老人ホーム等）に入所している通算の期間とする。短期入所等を継続的に利用している場合は、状況により入所期間に含める場合があるので継続的に利用せざるを得ない状況、理由等を「介護支援専門員等の入所への意見」欄に記載すること。

3. 「主たる介護者・家族等の状況の評価」

○病院等に入院（入所）している場合は、居宅に復帰した際の状況を想定し記入すること。

○「一人暮らし世帯」

「一人暮らし世帯」には、入所申込者以外に高校生以下の者が同居する場合を含む。また、主たる介護者が長期入院等により、実質的に「一人暮らし」と認められる場合は、「一人暮らし世帯」として扱う。

(1) 「③介護者の心身の状況」

「介護困難」は、介護者が障がいや疾病のために、要介護者の排泄、入浴、移動、着替え、食事などADL全般の援助が困難な場合、「多少介護可能」は、介護者が障がいや疾病のために、要介護者のADL援助を2つ程度しかできない場合、「介護可能」は、介護者に障がいや疾病はあるが、要介護者の介護が可能な状態である場合とする。

(2) 「④主たる介護者の就労」

「8時間以上」とは、主たる介護者が家族の生計維持の中心となっている場合。かつ、会社員等においては週5日以上及び週40時間以上の勤務に就労している場合、または、農業等の自営業に従事している場合とする。「4～8時間」及び「4時間未満」とは、主たる介護者が生計維持の為に補助的な就労をしている場合であり、会社員等においては週5日未満及び週40時間未満の勤務の状態とし、農業等の自営業においては、主たる生計維持者の補助的な就労をしている場合とし、実際に就労している時間により記入すること。職種、週当たりの就労日数、1日当たりの就労時間についても

必ず記入すること。

(3) 「⑤家族が介護に従事する時間」

介護に従事する時間については、1日当たりの申込者に係る実際の介護従事時間とし、この時間には「見守り」の時間も含むこととする。居宅サービス（通所介護、訪問介護、短期入所生活介護及び短期入所療養介護等）を利用している場合は、介護に従事する時間に含めないが、利用頻度を考慮し、判断すること。判断に迷う場合は、「介護支援専門員等の入所への意見」欄に状況等を記載すること。

病院等に入院（入所）中の者については、「なし」とする。

(4) 「⑥主たる介護者の同居家族の状況」

「他の要介護者等を介護している」の要介護者等には要支援者も含まれる。また、要介護度認定になっていない身体障がい者、知的障がい者等の家族を何らかの形で介護している場合は、その状況を「介護支援専門員等の入所への意見」欄に記載する。

「就労等により日中家族不在」とは、主たる介護者も含め家族全員が就労している為、申込者が日中は一人になる状態が6時間以上継続する場合。「主たる介護者が乳、幼児を育児」とは、申込者を介護しながら小学生未満の子の育児をしている場合。「小、中学生の世話をしている」とは、申込者を介護しながら小学生又は中学生の世話をしている場合とする。項目が重複する場合については、該当する項目全てをチェックすること。

(5) 「⑦他の要介護者等」

他の要介護者等については、正確に記入すること。

4. 「特記事項」

(1) 「家族の介護拒否・虐待」「住環境の状況」「経済的状況」「問題行動・精神状況」等について記載すること。

また、二人暮らし世帯においては、その世帯の状況を記載すること。

(2) 居宅における介護の継続の可否や、世帯構成において特に考慮すべき事項等、その他「入所意見書」に記載項目のない個別事情について記載すること。